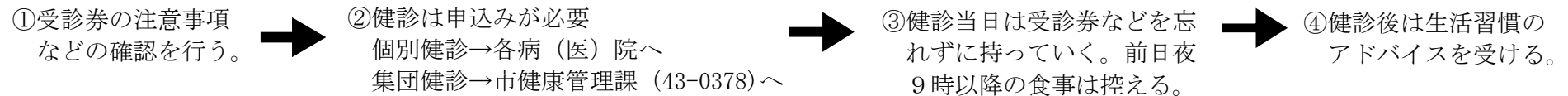


40歳～74歳の西都市国民健康保険および後期高齢者医療保険加入の皆さまへ 4月1日から令和5年度特定健診および後期高齢者健診がスタートします。

大切な血管を守るために、年に1度の健診を受診しましょう。

注意点) 4月1日から5月31日までは、保険証で特定健診および後期高齢者健診の受診ができます。

対象者の方には、5月下旬に受診券を発送予定です。6月1日以降は、保険証による受診はできませんのでご注意ください。



●健診項目：身体計測、血圧測定、血液検査(脂質、肝機能、血糖、腎機能、貧血など)、尿検査

※心電図検査は**国保のみ**、血清アルブミン検査は**後期高齢者のみ**

●料 金：国保特定健診および後期高齢者健診のどちらも無料です(年度内1回)

◀個別健診実施機関▶ ※各医療機関に直接ご予約ください。

【健診日程】4月～翌年2月

| | | | |
|-----------|---------|------------|---------|
| 上野医院 | 44-5100 | 西都児湯医療センター | 42-1113 |
| 上山医院 | 43-1129 | 佐藤クリニック | 43-5309 |
| 宇和田胃腸内科 | 42-0111 | 三財病院 | 44-5221 |
| 大塚病院 | 43-0016 | すぎお医院 | 41-1177 |
| 久保循環器内科医院 | 32-0373 | 鶴田病院 | 42-3711 |
| 黒木胃腸科医院 | 43-1304 | 富田医院 | 43-0178 |
| 児玉内科クリニック | 43-1777 | 東米良診療所 | 46-2335 |

【注意事項】

※40～74歳の西都市国保の方は個別健診、集団健診、西都市国保が実施する簡易人間ドック(令和5年4月2日から令和6年4月1日に25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳のお誕生日を迎える方)のうち、いずれか1つしか受診できません。

◀集団健診▶※市健康管理課(43-0378)にお申込みください。

| 健診日 | 場 所 | 受付時間 | 備 考 |
|-----------|------------|---------------|---|
| 6月13日(火) | コミュニティセンター | 8:00 ～9:30 | 【検診セット】 ※年齢等対象外あり ・肝炎・前立腺がん ・胃がんリスク ・肺がん(X線) 2/4のみ ・肺がん(CT) 9/25, 11/11のみ ・胃がん(バリウム) 6/13, 2/4, 2/14 を除く ・大腸がん |
| 7月5日(水) | 保健センター | | |
| 8月24日(木) | 保健センター | | |
| 9月25日(月) | 保健センター | | |
| 10月12日(木) | 三納地区館 | | |
| 10月17日(火) | 都於郡地区館 | | |
| 10月31日(火) | 三財地区館 | | |
| 11月11日(土) | 保健センター | | |
| 11月16日(木) | 市役所穂北支所 | | |
| 1月17日(水) | 保健センター | | |
| 2月4日(日) | 保健センター | | |
| 2月14日(水) | コミュニティセンター | | |

※日時・場所については、変更となる可能性があります。

(文書取扱・問合せ：健康管理課 国保係・高齢者医療係 43-0378)

乳がん検診のご案内

日本人女性がかかるがんの中でも上位に位置する乳がん。30歳を超えると増えはじめ、40～50歳代で最も多く見られます。早期発見のために、ぜひ乳がん検診を受けましょう。

●対象：西都市に住民登録のある30歳以上の女性（年度年齢）〔市の補助は2年に1度になりますので、令和4年5月1日から令和5年2月28日まで受けられた方は対象外です。ただし、無料健診対象者（今年度41歳になる方）は、受診可能です〕

ブレスト・アウェアネス

（乳房を意識する生活習慣）→



●内容：問診・マンモグラフィ検査・超音波検査

●料金：3,000円

※西都市国民健康保険の方は1,500円（保険証を提示）

※JA西都女性部に加入の本人・家族は補助あり（助成券が必要）

※以下に該当する方は**無料**です

①満70歳以上の方（保険証を提示）

②65歳以上で後期高齢者医療の障害認定を受けている方（保険証を提示）

③市民税非課税世帯の方

（税務課発行の世帯の課税証明書を提示、コンビニ発行不可）

④生活保護世帯の方

（福祉事務所発行の生活保護受給証明書を提示）

⑤今年度に41歳になられる方（保険証を提示）

（昭和57年4月2日～昭和58年4月1日生まれの方）

※検診当日に保険証などの提示がない場合は、自己負担金が免除されませんのでご注意ください

●禁忌事項

以下に該当する方は、乳がん検診は受けられません。

①乳がんの手術後（乳房温存手術を含む）で5年未満の方

※5年以上であっても病院をおすすめする場合があります。

②豊胸手術を受けられた方 ③心臓ペースメーカーを装着されている方

④胸部にステント、シャント、カテーテルなどの手術を受けられた方

⑤妊娠中の方や妊娠の可能性のある方、また授乳中の方

※卒乳後は受診可能ですが、乳房の状態によってはお断りする場合があります

●個別検診

| | |
|-----------------------------------|--|
| 大塚病院 | 日時：5月13日(土)、7月1日(土)、8月19日(土) 9月2日(土)、10月7日(土)、11月11日(土) 午前8時10分～11時30分 |
| 鶴田病院 | 日時：5月1日(月)～令和6年2月29日(木)の 月・火・水・金曜の午後2時30分～ |
| さがら病院宮崎 | 日時：5月1日(月)～令和6年2月29日(木)の平日 午前11時、11時30分 午後1時30分、2時、2時30分 ※西都市の子宮がん検診も受けることができます |
| All About Breast 乳腺外科 クリニック | 日時：5月1日(月)～令和6年2月29日(木)の診療時 間内（土日も実施） ※第2・4日曜は休診 |
| まつ婦人科 クリニック | 日時：5月1日(月)～ 令和6年2月29日(木)の診療時間内 ※西都市の子宮がん検診も受けることができます |

●集団検診

日時：6月30日(金)、9月29日(金)、10月5日(木)、11月1日(水)、
12月14日(木)、令和6年1月28日(日) 午前9時～午後4時

場所：保健センター

※新型コロナウイルス感染症の発生状況により、延期または中止の可能性
がありますので、最新情報を市ホームページでご確認ください。

●申込先：健康管理課 健康推進係 43-1146

（文書取扱・問合せ：健康管理課 健康推進係）

軽自動車税（種別割）の減免について

令和5年度軽自動車税（種別割）の減免申請について、以下のとおり受付を行います。身体あるいは精神に障がいのある方が健全な社会生活を営むことができるよう、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税（種別割）が減免されます。減免を申請される方は、必要書類を添えて提出期限までに届出をしてください。なお、令和3年度～令和4年度に減免の申請をされた方は、別途通知を送付しましたので、その内容に従ってください。

1. 必要書類

提出期限：5月31日（水）

【障がい者本人が運転する場合】

- ①軽自動車税（種別割）減免申請書（税務課もしくはホームページにあります） ②納税義務者の**個人番号が分かる証明書（マイナンバーカードなど）**
③運転免許証 ④自動車検査証（車検があるもの） ⑤納税通知書（4月末日発送）
⑥障がいを証明するもの（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳） [次ページ別表参照]

【生計同一者が運転する場合】※生計同一者…障がい者の方と日常生活を共にしている親族（配偶者、血族6親等以内、姻族3親等以内）

- ①～⑥、⑦通院・通学・生業などの証明書（病院・学校・事業所などが証明するもの）

【常時介護する者が運転する場合】

- ①～⑥、⑧福祉事務所の交付する「軽自動車税（種別割）等に係る常時介護証明書」

※常時介護する者…障がい者などのみで構成される世帯において、通院・通学などのために障がい者所有の軽自動車を継続して日常的に運転する者

2. 減免の対象となる軽自動車の要件

- (1) 自動車検査証に自家用と記載されているもの（営業用は不可）

- (2) **所有者の名義が障がい者本人であること**（以下の①②を除きます）

- ①所有者の名義が生計同一者でよい場合※障がい者が18歳未満（4月1日）の場合

※障がい者が療育手帳または精神障害者福祉手帳の交付を受けている方で自ら運転をしない場合

- ②使用者の名義を所有者とみなす場合 ※割賦販売などで自動車販売会社などが所有権を留保している場合

- (3) 障がい者本人が運転者であること（以下の①②を除きます）

- ①生計同一者が運転者でよい場合

※障がい者の半年（申請の日以降6カ月）以上を見込む通院・通学（通所）・生業などのために週1回以上使用していること

- ②常時介護者が運転者でよい場合 ※障がい者の1年以上を見込む通院・通学（通所）・生業などのために週3回以上使用していること

- (4) 自動車税種別割・自動車税（軽自動車税）環境性能割（県税）を含め、障がい者1人につき1台のみ

※自動車税種別割・自動車税（軽自動車税）環境性能割にも同様の減免措置があるので、高鍋県税事務所（23-0213）へお尋ねください。

ただし、自動車税種別割と軽自動車税（種別割）とで減免を重複して受けることはできません。

3. その他の減免制度（詳しくはお問合せください）

- ・公益のため直接専用するものと認める軽自動車など
- ・その構造がもっぱら身体障がい者などの利用に供するためのものである軽自動車など

<次ページに続く>

[別表]減免の対象となる障がい者

◎身体障害者手帳の交付を受けている人

| 障害の区分 | 障害の級別 | |
|------------------------------|---|-------------------------|
| | 本人運転 | 生計同一者運転または常時介護者運転 |
| 視覚障害 | 1級～3級および4級の1 | |
| 聴覚障害 | 2級および3級 | |
| 平衡機能障害 | 3級 | |
| 音声機能障害 | 3級(喉頭摘出手術を受けた者に限る) | |
| 上肢不自由(上肢機能障害) | 1級、2級の1、2級の2および2級(両上肢に障がいがあり、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種と記載のある者に限る) | |
| 下肢不自由(下肢機能障害) | 1級～6級 | 1級、2級および3級の1 |
| 体幹不自由(体幹機能障害) | 1級～3級および5級 | 1級～3級 |
| 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 1級および2級(両上肢に障がいがある者に限る) |
| | 移動機能 | 1級～6級 |
| 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障害 | 1級および3級 | |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害 | 1級～3級 | |
| 併合障害 | 1級～4級 | 1級～3級 |

◎精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

| 障害の区分 | 障害の級別 | |
|-------|----------|-------------------|
| | 本人運転 | 生計同一者運転または常時介護者運転 |
| 精神障害 | 障害の等級 1級 | |

◎戦傷病者手帳の交付を受けている人

| 障害の区分 | 重度障害の程度または障害の程度 | |
|------------------------------|---------------------------|-------------------|
| | 本人運転 | 生計同一者運転または常時介護者運転 |
| 視覚障害 | 特別項症～第4項症 | |
| 聴覚障害 | 特別項症～第4項症 | |
| 平衡機能障害 | 特別項症～第4項症 | |
| 音声機能障害 | 特別項症～第2項症(喉頭摘出手術を受けた者に限る) | |
| 上肢不自由(上肢機能障害) | 特別項症～第3項症 | |
| 下肢不自由(下肢機能障害) | 特別項症～第6項症および第1款症～第3款症 | 特別項症～第3項症 |
| 体幹不自由(体幹機能障害) | 特別項症～第6項症および第1款症～第3款症 | 特別項症～第4項症 |
| 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障害 | 特別項症～第3項症 | |

◎療育手帳の交付を受けている人

| 障害の区分 | 障害の程度 | |
|-------|-------|--|
| | 本人運転 | 生計同一者運転または常時介護者運転 |
| 知的障害 | 総合判定A | 総合判定 A (ただし、特別支援学校への通学に使用する者については、B1およびB2を含む) |

(文書取扱・問合せ：税務課 市民税係 32-1009)

身体障がい者手帳などをお持ちの方へ

自動車税（種別割）の減免のお知らせ

自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の登録名義人に課税され、令和5年度の納期限は5月31日（水）となっています。

身体障がい者などの方のために使用する自動車については、一定の要件に該当する場合、5月31日（水）までに申請すれば自動車税（種別割）が減免されます。

以下の場所で身体障がい者等減免申請の受付を行っていますので、詳しくはお問合せください。

場所：宮崎県高鍋県税・総務事務所

期日：4月3日（月）～5月31日（水）の平日

時間：午前8時30分～午後5時15分

場所：宮崎県西都総合庁舎 県税窓口

期日：5月12日（金）

時間：午前9時10分～12時、午後1時～4時

※身体障がい者などの減免は、5月31日（水）までに申請しないと受け付けられませんのでご注意ください。

【問合せ先】

宮崎県高鍋県税・総務事務所 23-0213

宮崎県西都総合庁舎県税窓口 43-2121

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

重度障害者タクシー料金助成事業のお知らせ

タクシー利用券を4月3日から交付します

【対象者】

市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳の交付を受け、1級または2級の障がいに該当する方

②療育手帳の交付を受け、当該障がいがAに該当する方

③精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方

※障がいを理由に自動車税の減免を受けている方（軽自動車税は可）、または施設に入所中の方は該当しません。

【助成額等】

タクシー利用券24枚（4月申請決定のとき）

*1枚につき小型タクシー基本料金の額が助成となります。

*申請月により交付枚数（1カ月あたり2枚）が変わります。

*出発地または到着地のどちらかが市内の場合のみ使用できます。

【申込先】

手帳と印鑑をご持参のうえ福祉事務所 障害福祉係にてお申込みください。代理人の方でも申請できます。

【問合せ先】

福祉事務所 障害福祉係 43-1206

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

有料道路の障害者割引をご利用される方へ

有料道路における障害者割引については、これまで1人1台に限って事前に登録することを要件としていましたが、タクシーや福祉有償運送、レンタカー、知人の自家用車などでの有料道路の利用であっても、料金所で**障害者割引登録済みであることを示すシールが貼付された障害者手帳**などを提示し、料金所係員が要件などの確認を行うことで割引が適用されるようになりました。

※タクシーの場合の主な要件

- タクシーや介護タクシー乗車時の有料道路の障害者割引のご利用にあたっては、タクシー会社と乗務員にご協力をいただけることが前提となります。
- 手帳に「道路介護」と印字したシールが貼付された方のみ障害者割引適用が可能です（「道路」と印字したシールが貼付された方は障害者割引を適用できません）。

タクシーの場合のその他の要件や福祉有償運送、レンタカー、知人の自家用車などでの有料道路の利用の場合についての要件について、次のURLからご確認できます。割引の利用にあたっては十分ご注意ください。

URL→<https://www.expressway-discount.jp/pressdownload/>
市ホームページでもご案内しています。



割引に関するお問合せはNEXCO西日本お客さまセンター（0120-924-863〔フリーダイヤル〕）ほか高速道路に係るお客様センターなどへお願いします。

障害者手帳（シール）に関することは福祉事務所 障害福祉係（43-1206）にお問合せください。

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

重度障害者等日常生活用具の 給付品目追加について

令和5年4月から新たに3品目が追加になりましたので、支給要件をお知らせします。

【人工呼吸器用自家発電機または外部バッテリー】※どちらか1つ

次のいずれかに該当し、かつ、医師の意見書により人工呼吸器が必要と認められる方

- ・呼吸機能障害3級以上の方
- ・体幹機能障害2級以上の方
- ・上肢または下肢機能障害1級の方
- ・心臓機能障害1級の方
- ・音声・言語障害の方（咽頭を摘出した方）
- ・難病などの方

【電気式たん吸引器用自家発電機または外部バッテリー】※どちらか1つ

- ・呼吸機能障害3級以上の方
- ・身体障害者手帳3級の方で、医師の診断書により電気式たん吸引器が必要と認められる方
- ・特定疾患医療受給者証または疾患に係る医師の診断書などにより、呼吸機能に障害があると認められる難病などの方

【暗所視支援眼鏡】

視覚障害のある方で、本装置により日常生活における行動範囲および社会参加の機会が拡大すると医師意見書により認められた方（原則として学齢児以上の方）

【問合せ先】

福祉事務所 障害福祉係 43-1206

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

特別児童扶養手当をご存知ですか

特別児童扶養手当は、障がい児（20歳未満で重度または中程度の障がいがある児童）を監護する父母または父母に代わりその障がい児を養育している方に支給されます。詳しくは以下までお問合せください。

◆重度の障がいとは

- ①身体障がいの場合…身体障害者手帳1，2級程度
- ②知的障がいの場合…おおむね知能指数（IQ）35以下の程度（療育手帳「A」程度）
- ③その他の障がいの場合…上記の障がいと同程度と認められるもの

◆中程度の障がいとは

- ①身体障がいの場合…身体障害者手帳3，4級程度
- ②知的障がいの場合…おおむね知能指数（IQ）35～50程度（療育手帳「B-1」程度）
- ③その他の障がいの場合…上記の障がいと同程度と認められるもの

◆障がいがあっても支給されない場合があります

- ①児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ②児童が公的年金を受けているとき
- ③父母などの所得が一定の額を超えるとき
- ④障がいの程度によって非該当である判断されたとき

◆問合せ先

福祉事務所 障害福祉係 43-1206

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

特別障害者・障害児福祉手当をご存知ですか

【特別障害者手当】

特別障害者手当は、重度の障がいがあるため、日常生活において常時、特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の在宅の方に支給されます。

支給対象者は、おおむね重度の障がいを2つ以上有する方です。

ただし、次の場合は対象になりません。

- ①施設に入所している場合
- ②病院または診療所などに継続して3か月を超えて入院している場合
- ③所得制限限度額を超えている場合

【障害児福祉手当】

障害児福祉手当とは、重度の障がいがあるため日常生活において常時、特別の介護を必要とする状態にある20歳未満の方に支給されます。

支給対象者は、おおむね身体障害者手帳1，2級程度または知的障がい者で知能指数（IQ）20以下程度（精神障がいと同程度と認められるものも含む）の方です。

ただし、次の場合は対象になりません。

- ①障がいを事由とする年金の給付を受けることができる場合
- ②障害児入所施設などに入所している場合
- ③所得制限限度額を超えている場合

【問合せ先】

福祉事務所 障害福祉係 43-1206

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

児童扶養手当を受給している方へ

※手当額の改定について

児童扶養手当の月額については、法律の規定により全国消費者物価指数の変動に応じて見直しが行われることとなっています。

今回、令和4年の物価変動率に基づき、児童扶養手当の月額が改定となり、令和5年度の児童扶養手当額については**2.5%の引き上げ**となります。

令和5年度の児童扶養手当額（月額）

| | 令和5年3月分まで | 令和5年4月分から |
|----------|-----------------|-----------------|
| 本体額 | | |
| 全部支給 | 43,070円 | 44,140円 |
| 一部支給 | 43,060円～10,160円 | 44,130円～10,410円 |
| 第2子加算額 | | |
| 全部支給 | 10,170円 | 10,420円 |
| 一部支給 | 10,160円～5,090円 | 10,410円～5,210円 |
| 第3子以降加算額 | | |
| 全部支給 | 6,100円 | 6,250円 |
| 一部支給 | 6,090円～3,050円 | 6,240円～3,130円 |

***児童扶養手当を受給している方には、個別に通知を送付しますので、こちらで4月分以降の手当額をご確認ください。**

※児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成の手続きはお済みですか？

手当や医療費助成を受けている方で「住所・氏名・保険証・世帯状況」などに変更があった場合には手続きが必要です。

各種手続きをされないと、手当や医療費の助成が一時受けられなくなる場合がありますので、早めに手続きを行ってください。

また、現在婚姻や事実婚などがある場合は、手当や医療費助成を受けることはできませんので、必ず喪失手続きを行ってください。

（文書取扱・問合せ：福祉事務所 子育て支援係 32-1021）

宮崎県ひとり親家庭住宅支援資金の

貸付について

県内にお住まいのひとり親の方へ、宮崎県ひとり親家庭住宅支援資金の貸付のご案内をします。

貸付の金額：入居している住宅家賃の実費 月額上限40,000円（無利子）

※貸付期間は最長で12ヶ月

※住居確保給付などの他制度を利用している場合は、他制度で支援を受けた金額を家賃から差し引いた金額（月額上限4万円）

貸付の条件：以下条件に全て該当すること

- ① 宮崎県にお住まいであること
- ② 児童扶養手当を受給していること（所得が同等の水準である方を含む）
- ③ 宮崎県ひとり親福祉連合会がハローワークと連携して策定している「母子・父子自立支援プログラム」を受けて、就職・転職を目指していること

返還免除要件：住宅支援資金の貸付を受けた日の1年以内に「母子・父子自立支援プログラム」に沿って就職・転職し、1年間引き続き就業すること

※就職・転職後に複数の就業先で就業した場合は、通算して1年間引き続き就業すること

*お問合せは以下までお願いします。

| | |
|----------|-----------------------------------|
| 本制度 | 県子ども家庭課（0985-26-7041） |
| 本制度・申請方法 | 宮崎県ひとり親福祉連合会（0985-22-4696） |
| 申請方法 | 宮崎県社会福祉協議会生活支援課 （0985-26-1695） |

（文書取扱・問合せ：福祉事務所 子育て支援係 32-1021）

令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種について

今年度も、全ての方が自己負担なしで新型コロナワクチンの接種ができます。ただし、次のとおり**接種できる時期・対象者が異なります**のでご注意ください。

また、今後は医療機関での接種を基本とするという国の方針に基づき、**集団接種を行う予定はありません**ので、個別医療機関での接種をお願いします。

① 65歳以上の方（12～64歳で基礎疾患をお持ちの方*1、その他重症化リスクが高いと医師が認める方*1を含む）

| | |
|---|---|
| 1. 初回接種（1・2回目）を 完了していない方 | ⇒ 初回接種（1・2回目）を受けることができます |
| 2. オミクロン株対応ワクチンの接種を 受けていない方 （お手元に桃色の 接種券をお持ちの方 ） | ⇒ 引続きオミクロン株対応ワクチンが接種できます |
| 3. オミクロン株対応ワクチンの接種を 受けた方 （お手元に未使用の 接種券がない方 ） | ⇒ 5月8日（月）から 、2回目のオミクロン株対応ワクチンの接種ができます 4月下旬以降順次接種券を発送します |

② 12～64歳の方（①の方を除く）

| | |
|---|---|
| 1. 初回接種（1・2回目）を 完了していない方 | ⇒ 初回接種（1・2回目）を受けることができます |
| 2. オミクロン株対応ワクチンの接種を 受けていない方 （お手元に桃色の 接種券をお持ちの方 ） | ⇒ 5月7日（日）まで オミクロン株対応ワクチンが接種できます 5月8日（月）から8月末までは接種ができなくなりますので早めの接種をお願いします |
| 3. オミクロン株対応ワクチンの接種を 受けた方 （お手元に未使用の 接種券がない方 ） | ⇒ 9月以降 にワクチン接種ができます ◆医療従事者・介護施設従事者などの方*1 65歳以上の方と同じように5月8日（月）から、2回目のオミクロン株対応ワクチンの接種ができます（医療従事者などの方は努力義務の適用はありません） |

③ 11歳以下の方

今年度も、全ての方が自己負担なしで新型コロナワクチンの接種ができます。

ただし、接種できる回数などが決まっていますので、詳細は市ホームページなどでご確認ください。

※1）基礎疾患などをお持ちの方や医療従事者などの方で、これまでのワクチン接種において申請履歴の確認できる方には接種券が発送されます。申請履歴の確認できない方は、以下の問合せ先まで申請をお願いします。

◆問合せ先 健康管理課 新型コロナウイルスワクチン接種対策係 35-3577

（文書取扱：健康管理課）

水道料金・簡易水道料金の改定について

令和5年4月1日から、水道料金と簡易水道料金の基本料金・超過料金を10%引き上げさせていただきます。

利用者の皆さまにはご負担をおかけしますが、これからも安全で安心な水をお届けするため、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、改定の内容などにつきましては、市のホームページに掲載しております。

【水道料金・下水道使用料などの支払いが困難な方はご相談を】

新型コロナウイルス感染症の影響など、収入の大幅な減少といった事情により、上下水道料金などのお支払いが困難な方につきましては、支払期限の猶予や、納付方法などのご相談をお受けします。

詳しくは、以下までお問合せください。

(文書取扱・問合せ：上下水道課 営業係 43-1325)

下水道使用料に関わる

井戸水使用世帯の人数変更について

公共下水道・農業集落排水を使用中の方で、井戸水使用（井戸水のみ使用、または上水道と井戸水を併用して使用）の世帯については、下水道使用料の認定を届出のあった世帯人数により算定しております。

出生や死亡、入院や就学による長期不在などで実際の世帯人数に変更が生じた場合は変更届の提出が必要となりますので、提出をお願いします。

ご不明な点は、上下水道課 下水道工務係（43-1326）までご連絡ください。

(文書取扱：上下水道課 下水道工務係)

事業者の皆さまへ

事業所ごみの減量・資源化にご協力ください

事業系一般廃棄物の排出量が年々増加しています。これまでも事業者の皆さまには、ごみの適正排出にご協力いただいておりますが、なお一層のごみの減量・資源化にご協力をお願いします。

★事業系ごみとは

事務所・商店・飲食店・農家・病院・工場などから事業活動に伴い排出されるごみのことを事業系ごみといい、『事業系一般廃棄物』と『産業廃棄物』に分けられ、いずれもごみ集積所には出すことができません。

★『事業系一般廃棄物』の処理の仕方について

事業所ごみの処理は、市の許可を受けた以下の一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください(市ホームページでも確認できます)。

| | | |
|---------------|--------------|----|
| ◎フジクリーン(有) | 44-5975 | |
| ◎(株)山崎紙源センター | 0985-24-2551 | |
| ◎(有)茶臼原造園 | 42-2688 | |
| ◎(株)真栄 | 42-6608 | |
| ◎(有)クリーンクリエイト | 33-5755 | など |



★『産業廃棄物』の処理の仕方について

産業廃棄物の処理は、県の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。なお、産業廃棄物に関することは、(社)宮崎県産業資源循環協会(0985-26-6881)または高鍋保健所(22-1330)へお問合せください。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

西都市住宅等除却事業のお知らせ

将来的に周辺に影響を及ぼすおそれのある住宅などの除却を推進し、地域の良好な居住環境の確保を図るため、市内に存する住宅等を自主的に除却する所有者などに対し、予算の範囲内において費用の一部を補助します。

○対象施設

- ・市内に所在する昭和56年5月31日以前に建築されたもので所有者が個人である住宅等
- ・所有権以外の権利が設定されていないこと

○対象者：対象施設の所有権を有しており、市税の滞納がない者など

○主な要件

- ・補助対象住宅等の所在する敷地内を更地にする工事であること
- ・市内の施工業者が行う工事であること
- ・除却後の跡地について、3年を経過しないうちに、建築物の新築、売買および営利目的に使用しないことなど

○対象経費

住宅等の解体、撤去および処分ならびに解体後の土地の整備に要する費用

○補助金額：対象経費の1/3以内（上限60万円）

○事前相談：上記以外にも要件があります。補助の対象となるか確認および提出書類などのご案内をしますので、生活環境課（43-1589）までお問合せください。

※申請については、予算が無くなり次第、受付終了となりますので、ご了承ください。

（文書取扱：生活環境課）

さいとくポイント制度の終了について

西都市地域ポイント（さいとくポイント）制度については、次のとおり終了することとなりましたのでお知らせします。

○ポイントの付与について

ポイントの付与は3月31日をもって終了しました。

○ポイントの交換について

ポイントは令和6年3月31日（日）までギフト券に交換できます。交換場所はコミュニティプラザパオまたは西都商工会議所です。

○ポイントの返還について

500未満のポイント残高は現金に交換できます。

換金をご希望の方は次のとおり手続きをお願いします。

- ・受付場所 本庁舎2階 商工観光課
- ・受付期間 4月3日（月）から令和6年3月29日（金）まで
- ・必要な物 さいとくカード、印鑑

※最終利用後1年を経過し失効したポイントについては、交換や換金の対象となりません。

※不要となった「さいとくカード」は、市へ返還する必要はありませんので廃棄をお願いします。

（文書取扱・問合せ：商工観光課 産業振興係 43-3421）

第2子以降の保育料の無償化について

本市では令和5年度より子育て世帯の経済的負担を軽減するため、西都市独自の取り組みとして、第2子以降のお子さんにかかる保育料について世帯の所得に関わらず無料となりました。

【対象児童】

- 西都市内に住所を有し、かつ次に掲げる事項をすべて満たす児童
- ・保護者またはその配偶者の子で生計を一にする子を年長者から数えて2番目以降の児童
 - ・令和5年4月1日時点で3歳未満の児童
(3歳以上の児童の保育料は、令和元年10月に全世帯無償になりました)

【対象施設】

西都市が保育料を決定する市内外の認可保育所や認定こども園などの認可施設

※認可外保育所・幼稚園などの認可外施設は、各施設が保育料を決定するため対象となりません。

【手続き】

原則として手続きは不要です。ただし、第1子が保護者と別居している場合は、市で確認することができませんので、第1子の状況が確認できる書類などの提出が必要となります。

※ご不明な点は、以下までご連絡ください

福祉事務所 保育係 43-0376

(文書取扱：福祉事務所)

4月は『若年層の性暴力被害予防月間』です

4月は進学・就職に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、性暴力被害に遭うリスクが高まる時期です。

AV出演被害、JKビジネス、レイプドラッグ、酩酊状態に乗じた性的行為、SNSを利用した性被害、セクシャルハラスメント、痴漢などの性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為で許されないものです。

「被害に遭っているかも」と思ったら、一人で悩まずにご相談ください。あなたの不安に寄り添いながら支援をする、公的な相談窓口があります。望まない性的な行為はどんな理由・相手でも性暴力です。社会全体で性犯罪・性暴力をなくしていきましょう。

◎性犯罪・性暴力被害相談窓口

- ★性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（内閣府）
#8891（はやくワンストップ）
- ★性犯罪被害相談電話（警察）
#8103（ハートさん）
- ★性暴力に関するSNS相談「Cure time」（内閣府）



「Cure time」

(文書取扱：福祉事務所)

国民年金保険料の 学生納付特例制度をご存知ですか

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生などで、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

<所得のめやす> 128万円 + {扶養親族等の数 × 38万円}

※令和2年度以前の計算式は、128万円が118万円になります。

「学生納付特例」を申請される方は、次のものを市民課 年金係にご持参ください。

- ・窓口に来られる方の身分証明書（運転免許証など）
- ・在学証明書（原本）か学生証（コピー可ですが、裏面にも証明事項がある場合があるので、両面のコピーが必要です）
- ・申請者（学生）と別住所の代理の方が来られる場合は委任状

不明な点がありましたら

高鍋年金事務所 23-5111

市民課 年金係 43-1221

にお尋ねください。

（文書取扱：市民課）

事業承継をご検討されている皆さまへ 西都市事業承継支援事業補助金のご案内

市では、事業承継やM&A（第三者承継）を予定されている方に対して、補助金を交付します。

1. 補助対象者の要件

- (1) **令和6年2月末日までに**、市が指定する支援機関（宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、宮崎第一信用金庫、高鍋信用金庫、日本政策金融公庫宮崎支店など）からの支援を受けたうえで、事業承継に係る業務を専門事業者（弁護士、税理士、中小企業診断士）などに委託すること
 - (2) 個人の場合 市内で事業を営む中小企業者であること
 - (3) 法人の場合 市内に主たる事務所を設置し、かつ、市内で事業を営む中小企業者であること
 - (4) 市税の滞納がないこと
- ※その他詳しい要件などは、商工観光課へお問合せください。

2. 補助対象経費

事業承継に必要となる初期診断料、コンサルティング料、企業価値の算出に要する費用、事業承継計画の作成に要する費用など（経費の総額が30万円未満の場合は対象外）

3. 補助金の額

- (1) 補助率 補助対象経費の3分の2以内
- (2) 補助限度額 50万円

4. 問合せ先 商工観光課 まちづくり振興係 32-1011

（文書取扱：商工観光課）

～ご自宅リフォームを検討されている皆さまへ～

西都市住宅改修支援事業補助金のご案内

市内にお住まいの方または市内へ転入する予定の方が住宅の工事を依頼した場合に、西都商工会議所ギフト券を交付します。

必ず工事開始前に申請してください。

受付に必要な申請書やチラシなどは商工観光課（本庁舎2階）にて配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

「西都市ホームページ」→「暮らし・手続き」→「補助金・助成金・（一部）免除」→令和5年度「西都市住宅改修支援事業補助金」



●補助金の額

上限 15 万円 対象工事費の 20%（千円単位） 西都商工会議所ギフト券で交付

| ●対象となる要件 | ●対象となる工事 |
|---|---|
| <p>① 交付決定日以前に着工していないこと</p> <p>② 施工者が以下のいずれかであること</p> <ul style="list-style-type: none">・西都市内に本社もしくは本店を有する法人・西都市内に住所を有する個人事業主 <p>③ 総工事費が 20 万円以上であること</p> <p>④ 西都市内にある住宅であること ※店舗や賃貸住宅は対象外です。 申請者が居住しているまたはその予定であること</p> <p>⑤ 建築後 10 年以上経過している住宅であること（令和5年3月31日時点）</p> <p>⑥ 申請者本人とその同一世帯全員が市税等を完納していること</p> <p>⑦ 改修工事が令和6年3月31日までに完了し、実績報告書が提出できること</p> <p>⑧ 改修工事が、過去の西都市や国などの助成制度による助成対象箇所と重複しないこと</p> <p>⑨ 令和3年度以降に本補助金の交付を受けていないこと</p> | <p>① 増築・改築工事 ※倉庫または車庫は対象外です</p> <p>② 外装工事（例：塗装、屋根の葺き替え、外壁の補修） ※テラスは対象外です</p> <p>③ 内装工事（例：床、天井、壁紙の張替え、間取り変更）</p> <p>④ 給排水設備改修工事（例：台所、浴室、洗面室、トイレ）</p> <p>⑤ 建具・サッシ工事（例：畳、ふすま、窓ガラス、ドア、網戸、シャッター） ※畳の表替え、ふすまの張替など、工事といえないものは対象外です</p> <p>⑥ 電気設備改修工事 ※エコキュートやエアコンなどの製品の購入費用および設置費用は対象外です</p> <p>⑦ 防音工事</p> <p>⑧ 断熱化工事</p> <p>⑨ 住宅内のバリアフリー化工事</p> |

※その他対象外工事につきましてはチラシ（本庁舎2階商工観光課窓口にて配布または市ホームページにてダウンロード）に掲載しております。

※事前に商工観光課 産業振興係までご相談ください。

●受付

必要書類をご準備のうえ、本庁舎2階 商工観光課までご提出ください。

予算枠まで随時受付します（令和4年度申請件数：246件）。

（文書取扱・問合せ：商工観光課 産業振興係 43-3421）

木造住宅・木造倉庫販売のお知らせ

宮崎県立産業技術専門校木造建築科の生徒が実習で建築した「木造住宅（骨組みのみ）1棟・木造倉庫（骨組みのみ）5棟」が販売されます。

■販売価格

- ①木造住宅（延べ面積113.72㎡）：678,904円
- ②木造倉庫（延べ面積9.72㎡：切妻）3棟：1棟あたり46,541円
- ③木造倉庫（高鍋校製作・延べ面積9.94㎡：切妻）1棟：57,524円
- ④木造倉庫（高鍋校製作・延べ面積9.94㎡：片流れ）1棟：58,586円

■販売条件

○解体・運搬（搬出）を5月26日（金）までに行える方

- 解体・運搬・建築などに伴う手続は、すべて購入者で行ってください
- 販売など営利を目的とした申込みはできません
- 販売する木造住宅は、展示現状渡しです。ただし、設備機器、扉、サッシ、基礎を除きます
- 販売する木造倉庫は、骨組みのみです。上記③④については高鍋校にて受け取り・運搬（搬出）を行うこととなります

■申込期間

- 4月13日（木）から5月8日（月）まで
- ※土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで

■申込方法

- 宮崎県立産業技術専門校（西都市）に備え付けの申込票に記入してください。
- ※木造住宅の申込者が2名以上の場合は5月11日（木）午後2時から、木造倉庫の申込者が6名以上の場合は5月11日（木）午後3時から抽選を行います。

■問合せ先 宮崎県立産業技術専門校 管理課 42-6501 西都市大字右松362-1

- ※見学できる日時：平日の午前9時から午後4時まで（住宅のみ）
（文書取扱：商工観光課）

～男女共同参画社会を目指して～ 講師の派遣を行います

市では、家庭・職場・地域などのさまざまな場において、だれもが対等な立場で個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会をめざし、講演会などを希望される団体に講師の派遣を行っています。

これからの地域づくりや暮らしを取り巻くさまざまな問題について、男女共同参画の視点で学んでみませんか。

講師は、宮崎県男女共同参画センター登録講師の方々をはじめ、ご希望があれば相談に応じます。ぜひ、ご利用ください。

- ★派遣条件：各種団体・子ども会・地区公民館・学校関係などの団体で参加希望者が20名以上
- ★申込期間：令和6年2月28日（水）まで
- ★申込先：市民課 人権啓発係 32-1005
（生きがい交流広場内）
- ★申込締切：講演会開催日の2カ月前まで

★★過去の主な講演内容★★

- ◆男女が輝いて生きるために～自分のための終活（生前整理）～
- ◆LGBTについて基本的理解・それぞれの立場で「今」できることとは
- ◆知っておきたい年金、健康保険、そして相続の話
～亡くなった親の口座に残っているお金はどうなるの？～
- ◆食が子どもの心と体を育む
- ◆ココロもカラダも楽々（らっくらく）～笑いで健やかな毎日を～
- ◆男女共同参画社会時代における支え合いの子育て
- ◆ガールズ・トーク～いつも隣にいるあの女性が最近輝いている秘訣～
- ◆様々な悩みを抱える現代の子どもたちに今、大人ができること
など

（文書取扱：市民課）

市文化ホール文化事業

日本アカデミー賞8冠受賞記念

映画「ある男」特別上映会

映画「ある男」が、日本アカデミー賞で最優秀作品賞を含む最多8冠を獲得しました。この映画の原作は、芥川受賞作家の平野啓一郎氏の小説で小説上は西都市が舞台となっています。

映画「ある男」を見逃した方が多数いらっしゃると思いますので、市文化ホールで特別に上映します。令和4年度、最高の評価を得た映画ですので、ぜひご来場ください。

なお、ご入場の際のマスク着用、検温・手指消毒は各個人の判断に委ねることとします。

【開催日】5月7日(日)

【時間】午前の部…開場：10時 上映：10時30分
午後の部…開場：1時30分 上映：2時

【会場】市文化ホール(コミュニティプラザパオ3階)

【料金】前売券 大人1,000円 大学生以下500円
(全自由席、当日券も同額)

【チケット売場】

市文化ホール事務所(パオ2階市働く婦人の家内)
コミュニティプラザパオ1階インフォメーション
市民会館

【後援】市、市教育委員会

【問合せ先】市文化ホール事務所(パオ2階市働く婦人の家内)
TEL: 32-6307 FAX: 32-6333

(文書取扱: 商工観光課)

市働く婦人の家主催

「フラワー1dayレッスン①」講座

～シャボンフラワーのアレンジ～

花びらが石鹸素材で作られ、ほのかにアロマの香りがする今人気のシャボンフラワー。おしゃれにアレンジをしながら、癒やしの時間を楽しみましょう。

【開講日】5月30日(火) 午後1時30分～3時(全1回)

【場所】コミュニティプラザパオ1階 センターコート

【条件】市内在住、在勤の方ならどなたでも参加できます

【材料費】2,000円

【持参品】特にありません

【定員】6名(応募者多数の場合は事務局による抽選となります)

◆申込み◆

○窓口で直接か、FAXでお申込みください。

○FAXの場合、必要事項をご記入の上ご応募ください。

※必要事項…①講座名「フラワー1dayレッスン①」とご記入ください。

②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢

⑥区分(女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか)

⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。

○受付時間 月～金曜 午前9時30分～午後8時まで

土曜 午前9時30分～午後4時まで

(日曜・祝日は休館)

○受付期間 4月1日(土)～26日(水)

○中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡いたします。

○問合せ先 市働く婦人の家

TEL: 32-6300 FAX: 32-6333

(文書取扱: 商工観光課)

「オレンジカフェ」を開催します

オレンジカフェは、認知症の人とその家族、地域の人や専門職など誰もが「認知症」というキーワードのもとに集まれる「集いの場」です。

今月は、オレンジの花プロジェクトとして、参加者の皆さまで「マリーゴールドの種蒔き」を行います。

もの忘れで悩んでいる方、認知症と診断されて不安を感じている方やご家族、認知症に関心のある方など、たくさんの方々の参加をお待ちしております。

【開催日】4月27日（木） 午後1時30分～3時

【開催場所】市生きがい交流広場（妻町1丁目73番地）

【対象者】市内在住で認知症の人・家族・介護に興味のある方など

【内容】参加者交流会など

【持参物】移植ゴテ（小さいスコップ）があれば持参してください。

【参加費】無料

【申込先】

市北地区地域包括支援センター（担当：小牧真由美） 32-9595

市南地区地域包括支援センター（担当：小牧朋子） 41-0511

※参加希望の方は電話にてお申込みください。当日参加も可能です。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止となった場合は、個別にご連絡します。

（文書取扱：健康管理課）

テゲバジャーロ宮崎ホーム戦のご案内

本市がホームタウンであるJリーグチーム、テゲバジャーロ宮崎の今月のホーム戦の日程です。第2節終了時点で未だ勝ち星がなく苦しい状況であり、皆さまのご声援が必要です！

ぜひスタジアムへ足をお運びください。

試合日程：

| 節 | 試合日 | 開始時間 | 対戦相手 |
|-----|----------|-------|------|
| 第5節 | 4月2日(日) | 15:00 | 愛媛FC |
| 第8節 | 4月30日(日) | 13:00 | FC岐阜 |

試合会場：ユニリーバスタジアム新富（新富町三納代1586）

チケットの購入方法：

◎前売券（試合日の2週間前、ファンクラブ会員は3週間前に販売開始）

◇Jリーグチケット（<http://www.jleague-ticket.jp/club/tm/>）

◇オフィシャルショップ（宮崎市大淀4-6-28 宮交シティ3階）

◇新富町チャレンジショップ（新富町三納代1765-1）

※要事前連絡（32-1525）

◇宮崎山形屋プレイガイド（宮崎市橘通東3-4-12 本館5階）

◎当日券

◇スタジアムにて購入（数に限りがございます）

（文書取扱：スポーツ振興課）

創業や事業承継をご検討されている皆さまへ

【第1期】西都市創業等支援事業補助金申請の募集について

市では、新たに創業する方や事業を引き継ぎ、新事業・新分野に挑戦する方に対して、補助金を交付します。

1. 対象となる補助事業者（全ての要件を満たすこと）
 - (1) 市内に事業所を設置し、継続して事業を行うこと
 - (2) 週5日以上事業を営み、かつ、創業等後同一の場所において2年以上継続して事業を営むことができる見込みがあること
 - (3) 事業承継により補助金の申請をする場合は、市で指定する支援機関からの支援を受けること
 - (4) 西都商工会議所または西都市三財商工会に加入し、継続的に経営指導を受けること
 - (5) 空き店舗や空き家などを活用して創業等を行う場合は、その所有者、所有者の配偶者および2親等以内の血族または姻族ならびに所有者と生計を同一にする者でないこと
 - (6) 市税等の滞納がないこと
2. 補助対象となる主な業種：情報サービス業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業など
※キャバレー、スナック、バーなど一部対象とならない業種があります。
3. 補助対象経費：創業等に必要の官公庁への申請書類作成などに係る経費、事業所等借入費、設備費、広報費、委託費など
4. 補助金の額：補助対象経費または以下の補助基本額および加算額の合計金額のいずれか低い額（千円未満は切り捨て）

| 補助基本額 | 50万円 | |
|-------|--|------|
| 加算額 | 補助金の交付申請日に40歳未満の者が行う創業等または西都市地域おこし協力隊員が行う創業等 | 50万円 |
| | 市で指定する業種で行う創業等 | 30万円 |
| | 市で指定する中心市街地エリアで行う創業等 | 30万円 |

5. 補助申請の募集期間：4月1日（土）から30日（日）まで（募集期間外の申請の受付はできません）
6. その他
 - (1) 事業申請前に必ず、商工観光課または一般社団法人まちづくり西都KOKOKARA（ココカラ）へご相談ください。
※KOKOKARAは土日祝日も営業しています。
 - (2) 募集後に選考委員会を行い、申請者には**事業内容のプレゼンテーション**を行っていただきます。選考委員会の開催は、**5月下旬**の予定です。
 - (3) 補助金の交付決定を行う前に事業に着手している場合（すでに開業している、事業所などの賃貸借契約を締結済み、新設工事や改装工事をすでに開始しているなど）は、補助対象外となりますのでご注意ください。
 - (4) **年間5回程度**の募集を予定しています。
7. 問合せ先 商工観光課 まちづくり振興係 32-1011
一般社団法人まちづくり西都KOKOKARA（ココカラ） 32-6242

（文書取扱：商工観光課）

西都市観光ボランティアガイドの募集について

西都市観光ボランティアガイド協議会では、新たに観光ボランティアガイドを募集します。

同協議会は、西都原古墳群を訪れる観光客に対して、古墳群のガイドや西都市の観光案内などの活動を行っています。西都市が好きで、観光ガイドの活動に興味のある方や人とコミュニケーションを取ることが好きな方であれば、経験や資格は不問、どなたでも大歓迎です。また、入会後のサポートも手厚く、さまざまな研修を予定しているため、専門知識が無くても全く問題ありません。

興味のある方は、お気軽に以下の問合せ先までご連絡ください。

【活動拠点】西都原ガイダンスセンターこのはな館横「ボランティアガイド室」

【活動場所】ボランティアガイド室、西都原古墳群、記紀の道、国分寺跡

【活動内容】①窓口案内：西都原古墳群の見学場所・コース、近隣の観光地の説明、市内の飲食店の案内など
②ガイド：団体客に同行し、西都原古墳群や記紀の道、国分寺跡の説明
③レンタサイクル（有料自転車）の貸し出し

【活動日時】火～日曜日 午前10時～午後3時（月曜定休。祝日の場合は開館）
活動はシフト制で、週1日から、土日のみなど個人の予定に合わせて活動が可能です。

【募集対象】①高校生以上の方
②西都市が好きで、観光ガイドの活動に興味のある方
③人とコミュニケーションを取ることが好きな方

【募集期間】4月28日（金）まで（以下の問合せ先にお電話ください）

【その他】会費などは必要ありません。
活動時の事故や怪我に対しては、同協議会で加入している保険が適用されます。

【問合せ先】商工観光課 観光ツーリズム係（42-4068）

（文書取扱：商工観光課）

東児湯高等職業訓練校 訓練生募集のお知らせ ～公共職業訓練Ⅰ事務会計科・初心者パソコン エクセルコース～

東児湯高等職業訓練校において令和5年5、6月に開講するコースの訓練生を募集しています。

＜Ⅰ事務会計科＞

◎求職中の方が、新たな職業に必要な知識・技能の習得と資格取得により、早期就職を促進するための訓練です。

【受講対象者】公共職業安定所に求職申込みをされ、訓練開始において公共職業安定所長の受講指示、受講推薦または支援指示を受けられた方。

【訓練期間】6月9日(金)～9月8日(金)の3か月
毎週月～金曜日(訓練休・祝日を除く)
午前9時～午後4時(1日6時間、昼休憩1時間)

【訓練内容】パソコン操作、オフィスソフト(Word・Excel・PowerPoint)操作実習、リモートワーク活用、簿記、電子会計実習、人間力開発講習、就職支援など(パソコンは当校に有)

【募集定員】20名

【応募・選考】①応募方法 最寄りの公共職業安定所に相談していただき、「入校申込書」を提出してください。

②募集期間 3月27日(月)～5月11日(木)

③選考日 5月19日(金)

受付 午前9時30分～9時50分

適性検査および面接 午前10時～12時30分

携帯品 筆記用具(鉛筆3本)

④選考会場 東児湯高等職業訓練校(無料駐車場あり)

※遅刻・欠席をされた場合は、辞退されたものとみなします。

応募者多数の場合は、時間延長となる場合があります。

【その他】①受講料は無料です。

②教材費用等11,000円と資格取得に伴う受験料、職業訓練生総合保険料(3か月3,100円任意加入)は、自己負担となります。

③雇用保険受給資格者などで公共職業安定所長の受講指示を受けた方は、訓練期間中、訓練手当が支給されます。

④雇用保険受給資格がない方でも、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」の制度があります。

詳細は最寄りの公共職業安定所へご相談ください。

⑤応募状況により訓練を中止する場合があります。

⑥この訓練の実施は、令和5年度宮崎県一般会計予算成立が条件となります。

【問合せ・申込み先】ハローワーク高鍋 23-0848

ハローワーク宮崎 0985-23-2245

【訓練場所】東児湯高等職業訓練校 高鍋町大字北高鍋4613-3

【実施主体】宮崎県立産業技術専門校 西都市大字右松362-1

＜初心者パソコン エクセルコース＞

◎年齢制限はありません。どなたでも受講できます。

【訓練期間】5月8日(月)～6月5日(月)

毎週月・水・金曜日 12日間(30時間)

午前の部…午前9時30分～12時

午後の部…午後1時30分～4時

【訓練内容】データ集計、名簿、グラフ作成など。(パソコンは当校に有)

【受講料】15,000円(消費税、教材費込)

【募集締切】4月20日(木)

【問合せ・申込み先】東児湯高等職業訓練校 22-2135

(文書取扱：商工観光課)

ジュニア・リーダークラブ「夢民」で 一緒に活動してみませんか

西都市ジュニア・リーダークラブ「夢民（むーみん）」では、「子ども会のお手伝い」や「ボランティア活動」をはじめとする各種活動に取り組んでいます。

新中学1年生～高校3年生で、さまざまな体験がしたい君を、夢民はお待ちしております。

【主な活動（令和4年度）】

クリスマス会（子ども会対象）の企画・運営、イベントのボランティアスタッフ（西都古墳まつり、都於郡城址まつり、20歳を祝う会）、他町村ジュニア・リーダーとのレクリエーション交流会 など

【活動日】

定例会：毎月第3日曜日 各種活動：随時

【入会条件】

市内在住もしくは在学の中学生・高校生

【年会費】

2,000円

【申込締切】

随時

【問合せ先】

教育委員会 社会教育課 35-3009

（文書取扱：社会教育課）

法務局・人権擁護委員による 『人権・なやみごと相談所』を開設します

いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣間のもめごとなどひとりで悩まずご相談ください。

相談は無料で秘密厳守になっておりますので、気軽にお越しください。

なお、新型コロナウイルス感染症などにより中止する場合があります。

○日 時 4月18日（火）午前10時から午後3時まで

○場 所 市生きがい交流広場2階
住所：西都市妻町1丁目73番地
（宮崎太陽銀行西都支店近く）

○相談員 人権擁護委員 2名

その他関係機関でも、面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで随時お受けしております。

| 関係機関名 | 電話番号 | 備考 |
|--------------|--------------|--------|
| 宮崎地方法務局人権擁護課 | 0985-22-5124 | |
| 人権相談ダイヤル | 0570-003-110 | 全国共通ナビ |
| 女性の人権ホットライン | 0570-070-810 | |
| 子どもの人権110番 | 0120-007-110 | 通話料無料 |

インターネット人権相談受付窓口

○ パソコン、携帯電話、スマートフォン共通

<https://www.jinken.go.jp/>

（文書取扱：市民課）

宮崎県発達障害者支援センター 出張相談について

市では毎週1回、宮崎県発達障害者支援センターによる出張相談が開催されています。

日時：毎週火曜日 午前10時～午後4時（予約制）

場所：市コミュニティセンター

※日によって場所が異なることがありますので、事前にご確認をお願いします。

対象者：発達障害をもつ方や発達障害の疑いのある方およびその家族または関係する方

予約・問合せ先：宮崎県発達障害者支援センター（0985-85-7660）

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

障がいのある方の就職や 企業の障がい者雇用の相談に応じます

「たかなべ障害者就業・生活支援センター」では障がいのある方の就業などの相談を行っています。相談をご希望の方は、以下の申込先までご連絡ください。

【対象者】 障がいのある方およびそのご家族の方、企業の方

【相談内容】 障がいのある方の就職や生活の相談、
企業の障がい者雇用に関する相談など

【申込先】 たかなべ障害者就業・生活支援センター
32-0035

【問合せ先】 たかなべ障害者就業・生活支援センター
32-0035
福祉事務所 障害福祉係
43-1206

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

療育手帳巡回相談の実施について

宮崎県中央児童相談所による療育手帳巡回相談が次のとおり行われます。

【相談内容】 療育手帳の再判定を相談対象とします。
その他の相談については、児童相談所・福祉こどもセンターの担当までご相談ください。

【実施月】 年5回
6月23日（金）、10月27日（金）は市役所内
4月21日（金）は都農町（都農町社会福祉協議会）
10月20日（金）は高鍋町（高鍋町役場内）
12月15日（金）は川南町（川南町役場総合福祉センター）
※西都にお住まいの方でも児湯郡会場で相談することができます。

【対象者】 児童相談所・福祉こどもセンターへの来所が困難な方
※交通手段がない方
※疾病などにより移動に困難を要する方など

【申込先】 福祉事務所 障害福祉係 43-1206

（文書取扱：福祉事務所）

西都市地域子育て支援センターつばさ館

新年度が始まりました。今年度も、たくさんの皆さんに気持ち良く利用していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
ぜひ遊びに来てください☆

< 4月の行事予定 >

- 3日(月) 4月の製作(今月中随時)
- 3日(月) 給食試食会①(予約制) ※1食350円
- 5日(水) 助産師さんに聞いてみよう①(予約制) AM10:00~
(身体測定&手形足形をとる成長記録会も実施します)
- 6日(木) 誕生会(4月生まれ)(予約制) AM10:30頃~
- 7日(金) リトミック♪(予約制) AM10:30頃~
- 11日(火) 英語であそぼう(予約制) AM10:30頃~
- 13日(木) アタッチメントベビーマッサージ(予約制)
※参加費:500円(オイル代込み)AM10:30頃~
- 17日(月) 助産師さんに聞いてみよう②(予約制) AM10:00~
(身体測定&手形足形をとる成長記録会も実施します)
- 20日(木) 給食試食会②(予約制) ※1食350円
- 21日(金) つばさ館カフェ①(予約制) AM10:30頃~※参加費200円
- 24日(月) こいのぼり制作(5月2日まで随時)
- 25日(火) 親子クッキング(予約制) AM10:30頃~※参加費150円
- 28日(金) つばさ館カフェ②(予約制) AM10:30頃~※参加費200円
※ベビーフォトについては、つばさ館にお問合せください。
※今年度から行事予約は【オンライン予約】となります。

◆支援センターつばさ館概要

【住所】西都市白馬町3番地(認定こども園こどもの家敷地内)
※駐車場は横にあります。

【連絡先】TEL:43-1049 FAX:43-1079

【利用時間】月~金 午前9時~午後3時
土曜 午前9時~12時
※育児相談可

【子育て相談】電話・来園・訪問でのご相談をお受けします(随時)

【一時保育】料金・時間は1時間単位(1時間350円、4時間1,200円)
です。詳しくはお電話ください。

【育児情報誌】毎月1回 活動内容の情報発信(つばさ館便り)

【オンライン予約システム】



左の二次元コードからアクセスしてください。
予約は4月1日(土)午前9時から受付開始です。